



鳥労基発 0403 第 12 号
令和 8 年 4 月 3 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局労働基準部長



令和 8 年度における林業の安全衛生対策の推進について（要請）

日頃より、安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
鳥取県内の林業における労働災害については、令和 7 年に死亡災害は発生しておりませんが、伐倒中の木が裂けて、体の一部に激突されるなどの重篤な労働災害が発生しているところです。

また、全国の林業における令和 7 年の死亡災害の発生状況を見ますと、令和 8 年 2 月の速報値で 25 人となっており、前年同期と比較して 5 人の減少となっておりますが、更なる死亡災害の減少のため、労働災害防止対策の一層の推進が強く求められています。

厚生労働省では、従前より、労働安全衛生関係法令に基づく対策の徹底、自主的な安全衛生活動の促進等により林業における安全衛生対策を推進してきたところですが、依然として、労働災害の発生率が高く重篤な災害が多い状況にあります。

このようなことから、第 14 次労働災害防止計画の内容も踏まえ、令和 8 年度における林業の安全衛生対策の推進に係る留意事項が別添のとおり取りまとめられました。

つきましては、別添 留意事項を傘下の会員等に御周知いただく等により、引き続き、林業の安全衛生対策の推進に特別の御配慮を賜りますようお願いいたします。

